



水道料金の仕組みについて

久留米市企業局水道ガス部

2006/8/23

水道料金の仕組みについて

■ 1. 水道料金の設定

3 ~ 20

■ 2. 久留米市の水道料金制度

21 ~ 33

■ 3. 他市との比較

34 ~ 47

水道料金に関する法令

水道事業

受益者負担の
料金収入により
事業を展開する
独立採算制の
地方公営企業

料金に関する規定

水道法

○水道事業の基本法

地方公営企業法

○地方公営企業制度を規定
地方自治法の特別法

水道法による供給規程

水道事業者

水道法第14条
供給規程

料金、給水装置工事の
費用の負担区分
その他の供給条件

供給規程の
適合すべき
要件

公正妥当な料金

能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なもの

料金の明定性

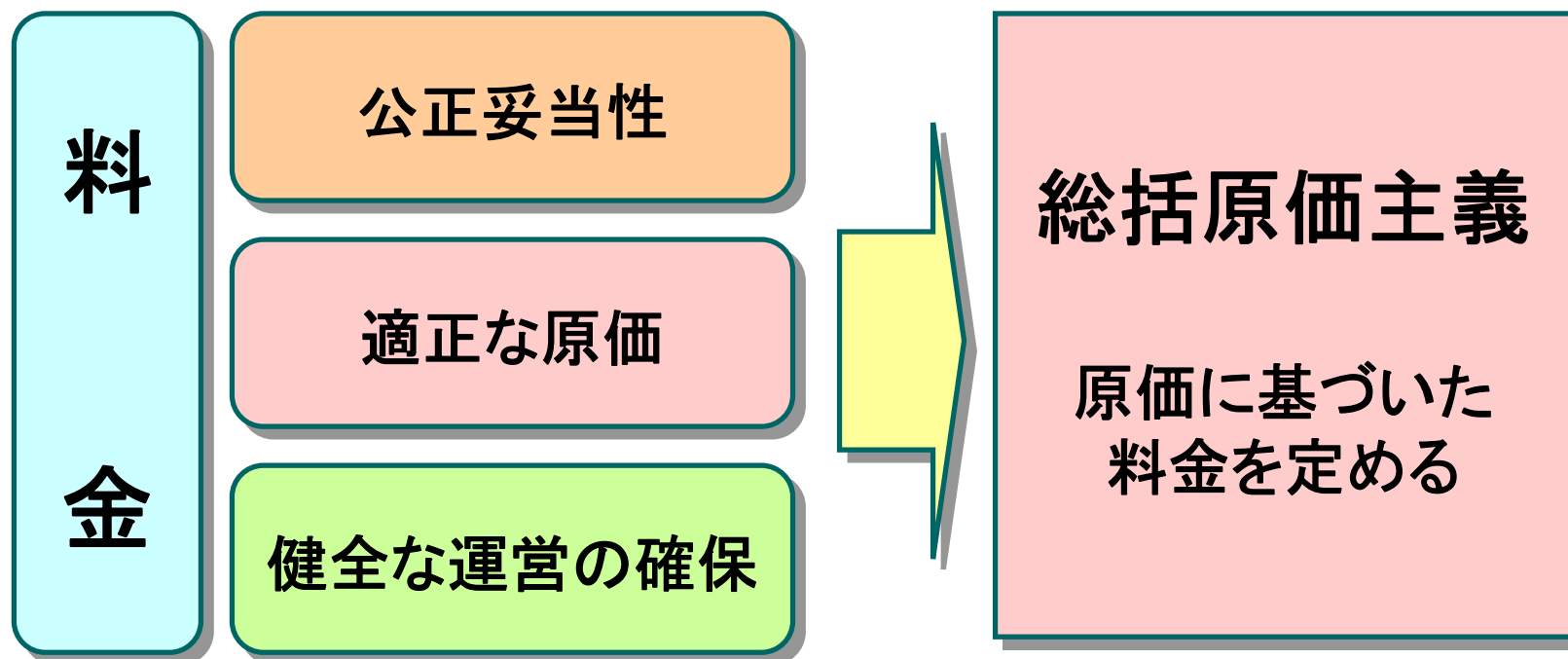
定率又は定額をもって明確に定められていること

差別的取扱いの禁止

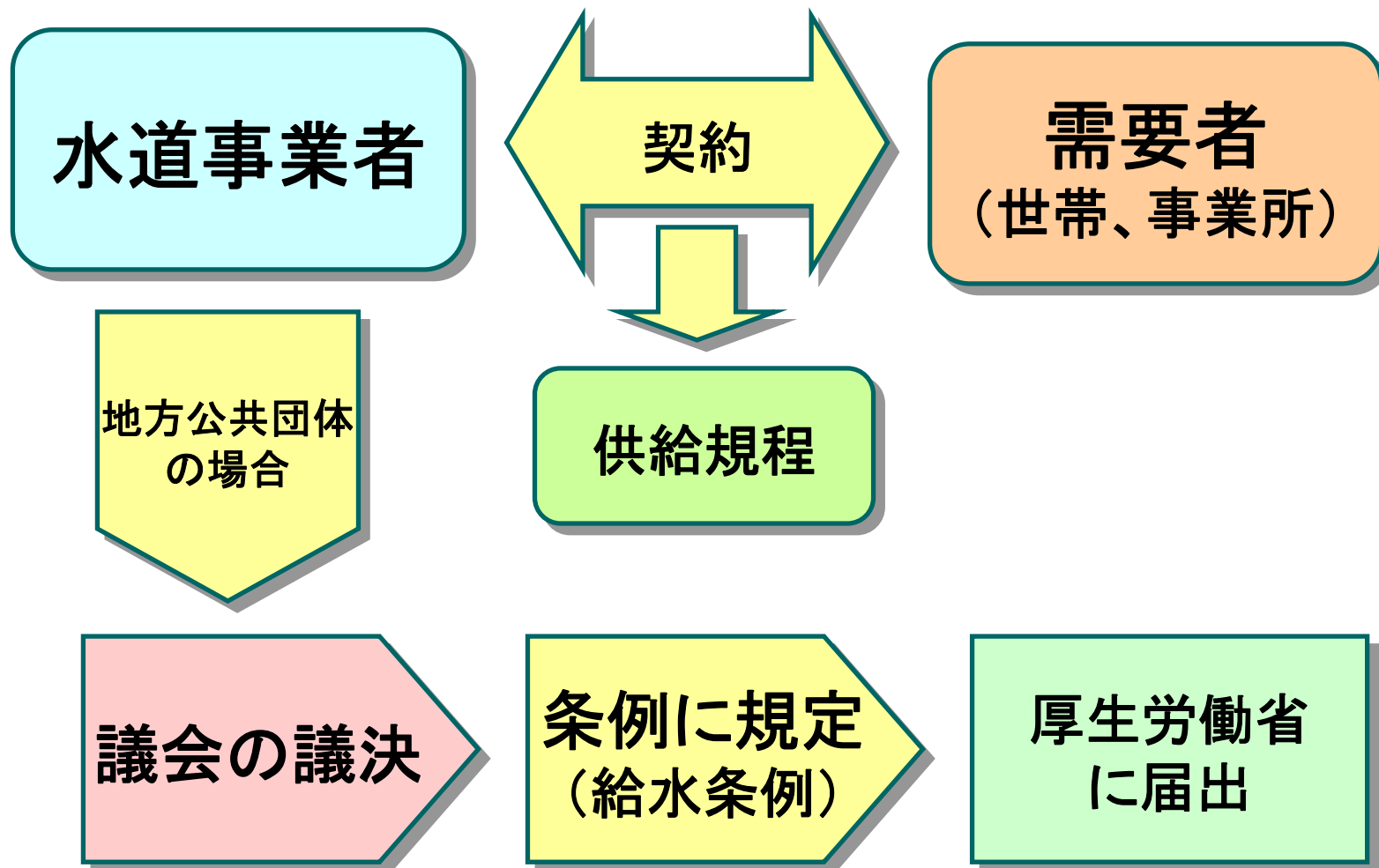
特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

地方公営企業法による料金

地方公営企業法第21条(料金)
地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。



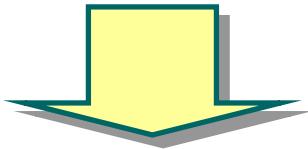
条例による決定



料金設定のプロセス

財政計画の策定

料金算定期間の決定
財政収支の見積



料金水準

(総料金収入額
=料金として回収
すべき総原価)

の算定

料金体系

(総料金収入額を
水道使用者へ
賦課配分する方法)

の設定

水道料金

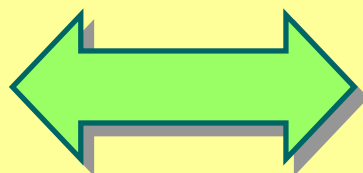
(料金表の確定)
の設定

料金水準

料金として回収すべき金額(水準)

総括原価主義

サービスの提供に
必要な原価



料金収入

独立採算

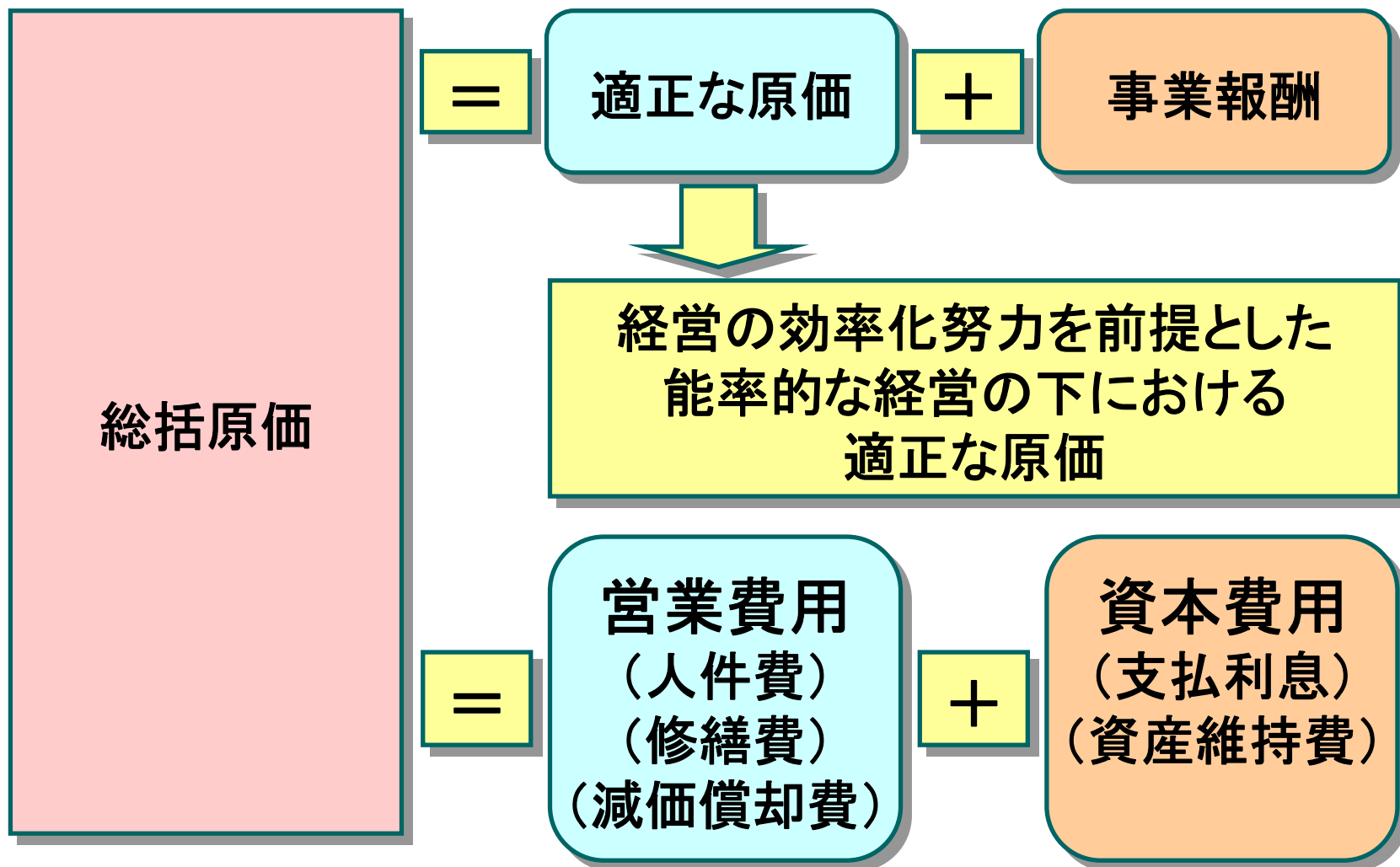
投資

公共性

確保できる

日本のみならず海外でも多くの公共料金において採用

総括原価



料金体系

総括原価を水道使用者へ賦課配分する方法

個別原価主義

個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて料金を設定する考え方

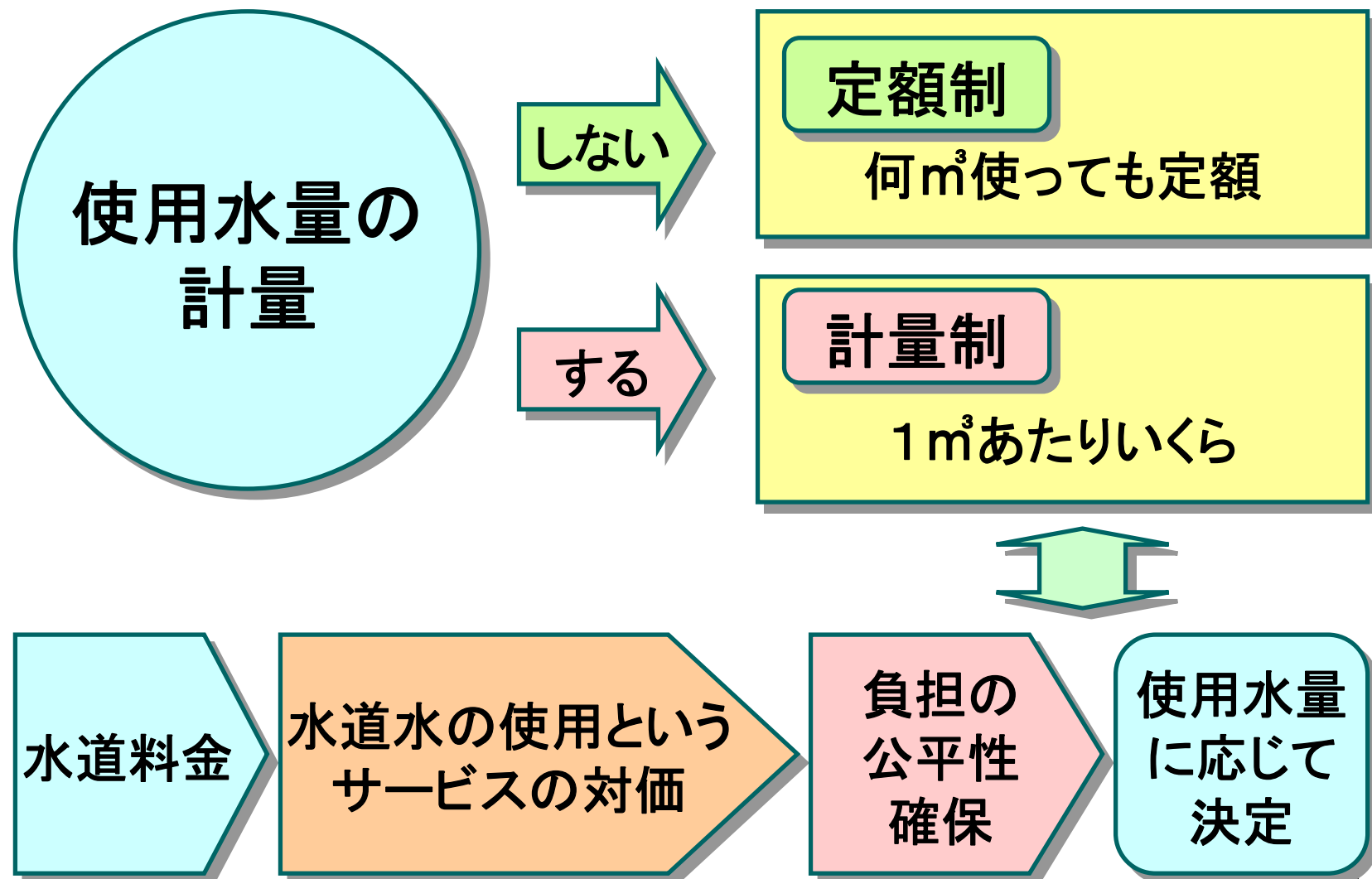
受益者負担の原則

生活用水への配慮

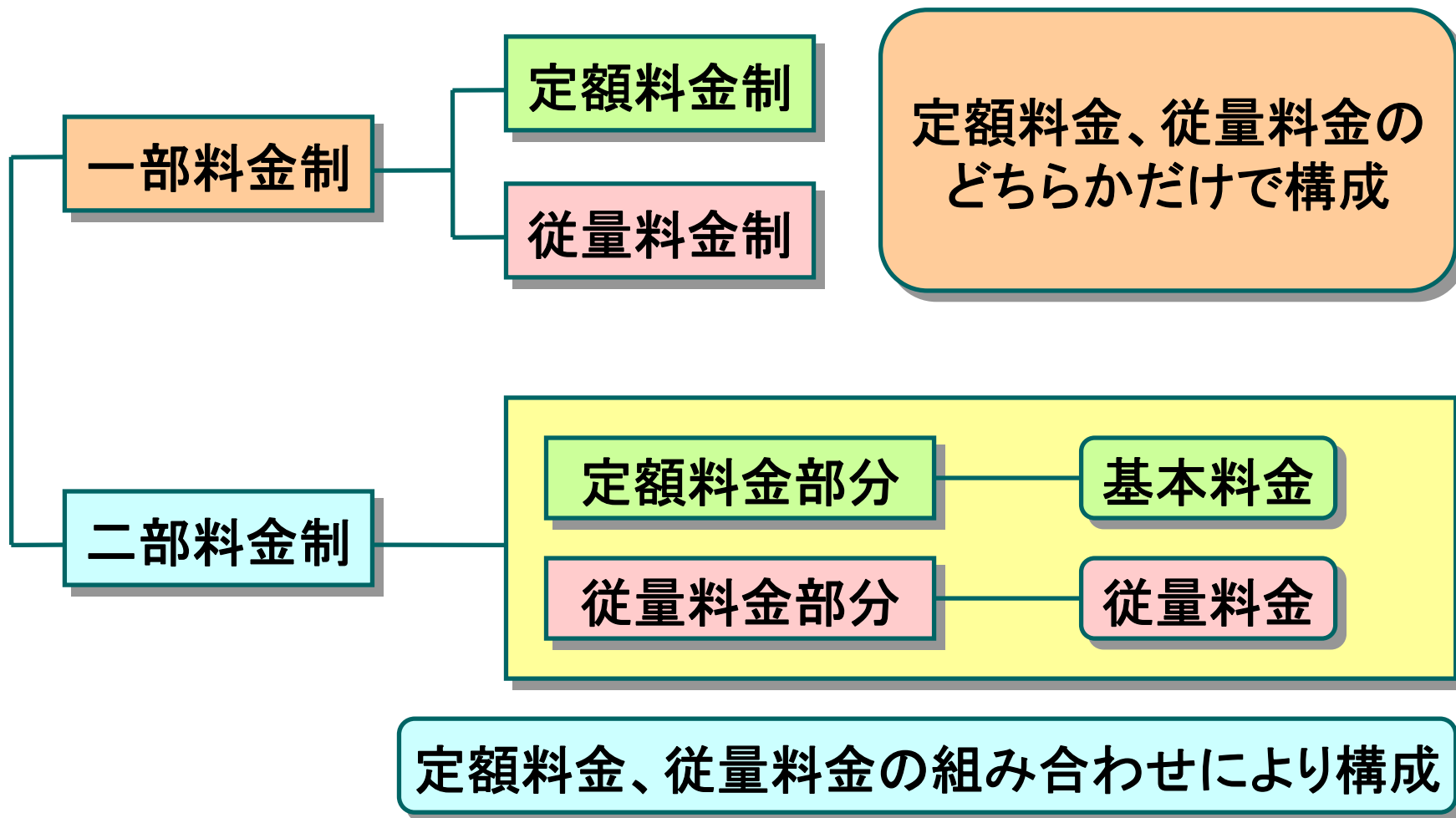
個別原価主義の例外として、小口径群について原価の一部を基本料金に配賦しないなど軽減措置を実施

水道法の立法趣旨

定額制と計量制



一部料金制と二部料金制



基本料金

基本料金(定額料金部分)

使用した水量に関係なく必要となる料金(経費)

基本水量あり

基本水量なし

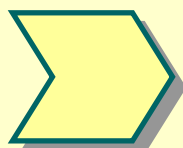
用途別料金

口径別料金

基本水量制

政策的配慮から導入

一定水量の範囲内
の使用



従量料金を賦課せず
定額の基本料金のみ負担

水道の普及促進

公衆衛生の向上

料金を低廉に抑える

基本水量部分(一定水量)
従量料金は賦課せず

基本料金

従量料金

用途別料金体系

水の使い道で料金に差をつける



利用者の
負担能力を基準

家庭用(一般)

家庭用(集合)

営業用

工場用

官公署・学校用

公衆浴場用

船舶用

その他

最近の傾向
用途区分を
細分化しない

家事用

家事用以外

公衆浴場用

用途を2~3区分

口径別料金体系

水道管、水道メーターの口径の大きさを料金に差をつける

水道施設の規模

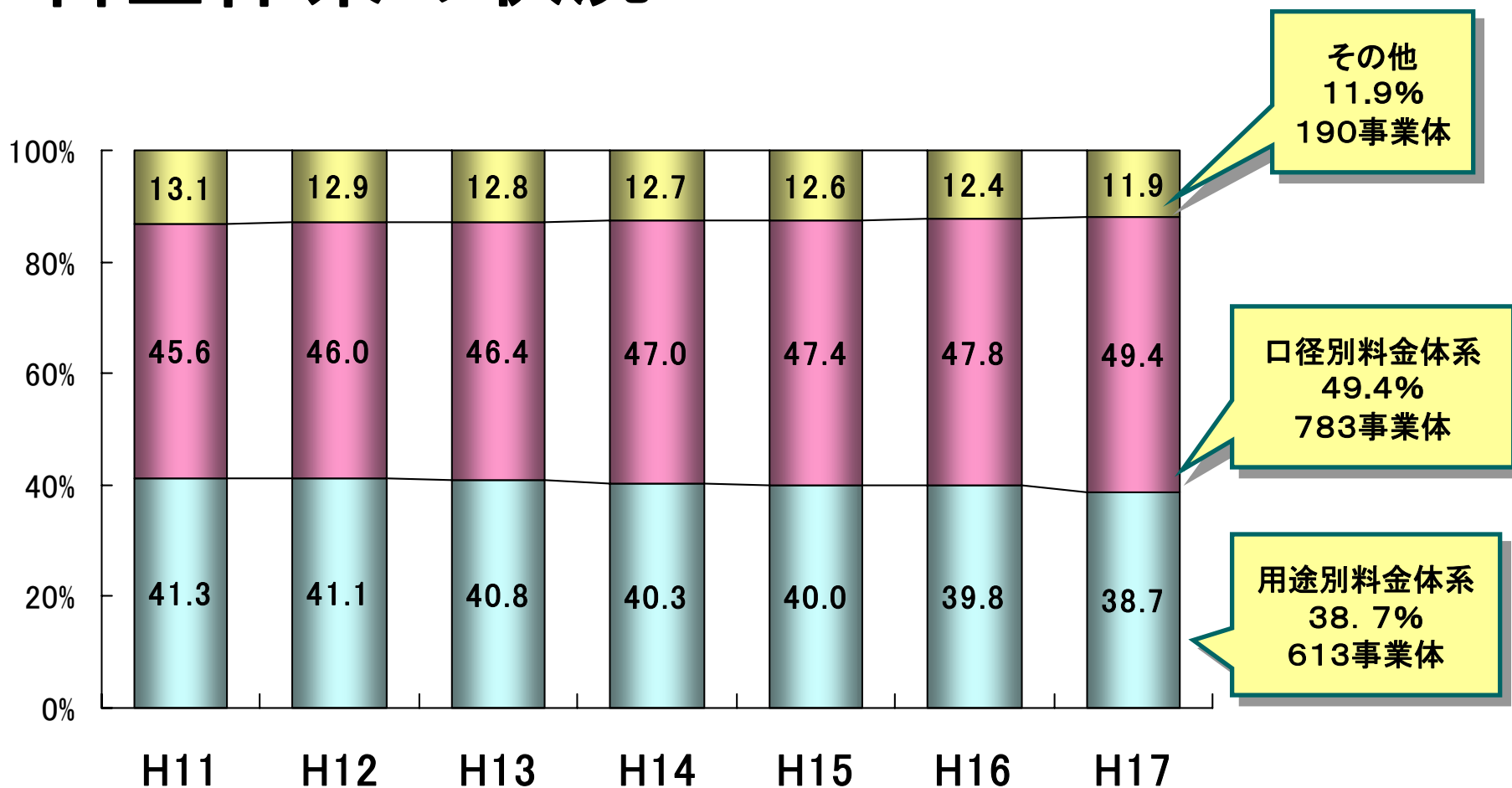
最も多く水が
使われる時の水の量

大きな口径を
つけている
利用者

一度に多くの
水を使える

水道施設の費用を
多く負担すべき

料金体系の状況



日本水道協会「水道料金表」より

平成17年4月1日現在
末端給水事業体
1,586事業体

従量料金

従量料金(従量料金部分)

使用した水量に応じて必要となる料金(経費)

均一型料金

使用水量に対し同一単価
どれだけ使っても1m³あたり単価は同じ

逦増型料金

使用水量の増大に対し高い単価を適用

逦増逦減型料金

使用水量の増大に対し高い単価を適用するが
一定量の使用後は単価が安くなる

従量料金の逦増制

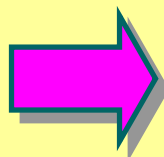
逦増制は従量料金について、使用量が増加するほど適用される単価が高くなる料金設定方法

高度成長期、水需要が急激に増加する状況

大口需要の抑制

低廉な生活用水の供給

需要増加とそれに伴う
施設整備等に要する
増分経費



大口使用者の
負担に求める

料金設定の仕組み

総括原価の算定

原価の適正な
配分

生活用水への
配慮

水道料金の設定

久留米市の料金体系

	料金体系	料金構成	
		基本料金	従量料金
旧久留米地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 口径別 ● 二部料金制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本水量有り (13mm~25mmのみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 逓増型
城島地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途別 ● 二部料金制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本水量有り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 均一型
三潞地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 用途別 ● 二部料金制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本水量有り 	<ul style="list-style-type: none"> ● 均一型

城島地区水道料金

税込み

用途		基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)
		基本水量	料金	1m ³ につき
一般用	口径13mm及び20mm	10m ³ まで	1,380円	175円
	上記以外	8m ³ まで	1,380円	175円
学校用		50m ³ まで	8,600円	175円
公民分館用		2m ³ まで	340円	175円

合併による軽減策

H17年度軽減額 約17,700千円

一般用の口径13mm及び20mmは基本水量を2m³増加し、旧久留米と同じ10m³とした。
旧久留米と同じように水道メーター使用料を徴収しないこととした。

合併前の水道メーター使用料(1月につき)

13mm70円、20mm140円、25mm170円、30mm220円、40mm280円、50mm1,180円
75mm2,300円

三潪地区水道料金

税込み

用途		基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)
		基本水量	料金	1m ³ につき
一般用	口径13mm及び20mm	10m ³ まで	1,440円	180円
	上記以外	8m ³ まで	1,440円	180円
官公署・病院用		15m ³ まで	2,700円	180円
学校・工業用		100m ³ まで	18,000円	180円
公民分館用		2m ³ まで	360円	180円

合併による軽減策

H17年度軽減額 約17,100千円

一般用の口径13mm及び20mmは基本水量を2m³増加し、旧久留米と同じ10m³とした。
旧久留米と同じように水道メーター使用料を徴収しないこととした。

合併前の水道メーター使用料(1月につき)

13mm70円、20mm100円、25mm130円、40mm350円、50mm2,000円

75mm2,300円

旧久留米地区水道料金

用途別料金体系 S5～S47

家事及び営業用

湯屋用

工業用



口径別料金体系 S48.4.1 基本水量制なし

口径	基本料金	従量料金(円)
13 mm	10m ³ まで 245円	1～10m ³ まで 一律65
	11～15m ³ まで245円	1～10m ³ まで1m ³ につき8 11m ³ 以上 1m ³ につき45
	16m ³ 以上 245円	1～10m ³ まで1m ³ につき10
20 mm	270円	11～30m ³ まで1m ³ につき45
25 mm	500円	
40 mm	1,000円	31m ³ 以上 1m ³ につき50
50 mm	2,000円	
75 mm	3,500円	
100 mm	6,000円	
150 mm	10,000円	
200 mm以上	20,000円	

旧久留米地区基本料金の変遷

税抜き

口径	基本水量	S50.10	S53.4	S55.4	S57.4	S60.4	H1.4
13mm	10m ³ まで	360	360	410	550	660	750
20mm	10m ³ まで	460	570	670	920	1,180	1,200
25mm	10m ³ まで	800	990	1,200	1,650	2,130	2,480
40mm	無	1,600	2,200	2,700	3,800	5,100	6,000
50mm	無	3,400	4,800	5,900	9,400	11,500	13,600
75mm	無	6,300	10,000	13,500	19,500	26,900	32,000
100mm	無	11,100	19,000	26,000	38,000	52,500	62,500
150mm	無	19,500	36,000	51,000	75,000	104,000	124,000
200mm	無	40,000	75,000	110,000	163,000	226,000	270,000
250mm	無	40,000	80,000	125,000	187,000	261,000	313,000

S50から13mm～25mmに基本水量(10m³)を付加

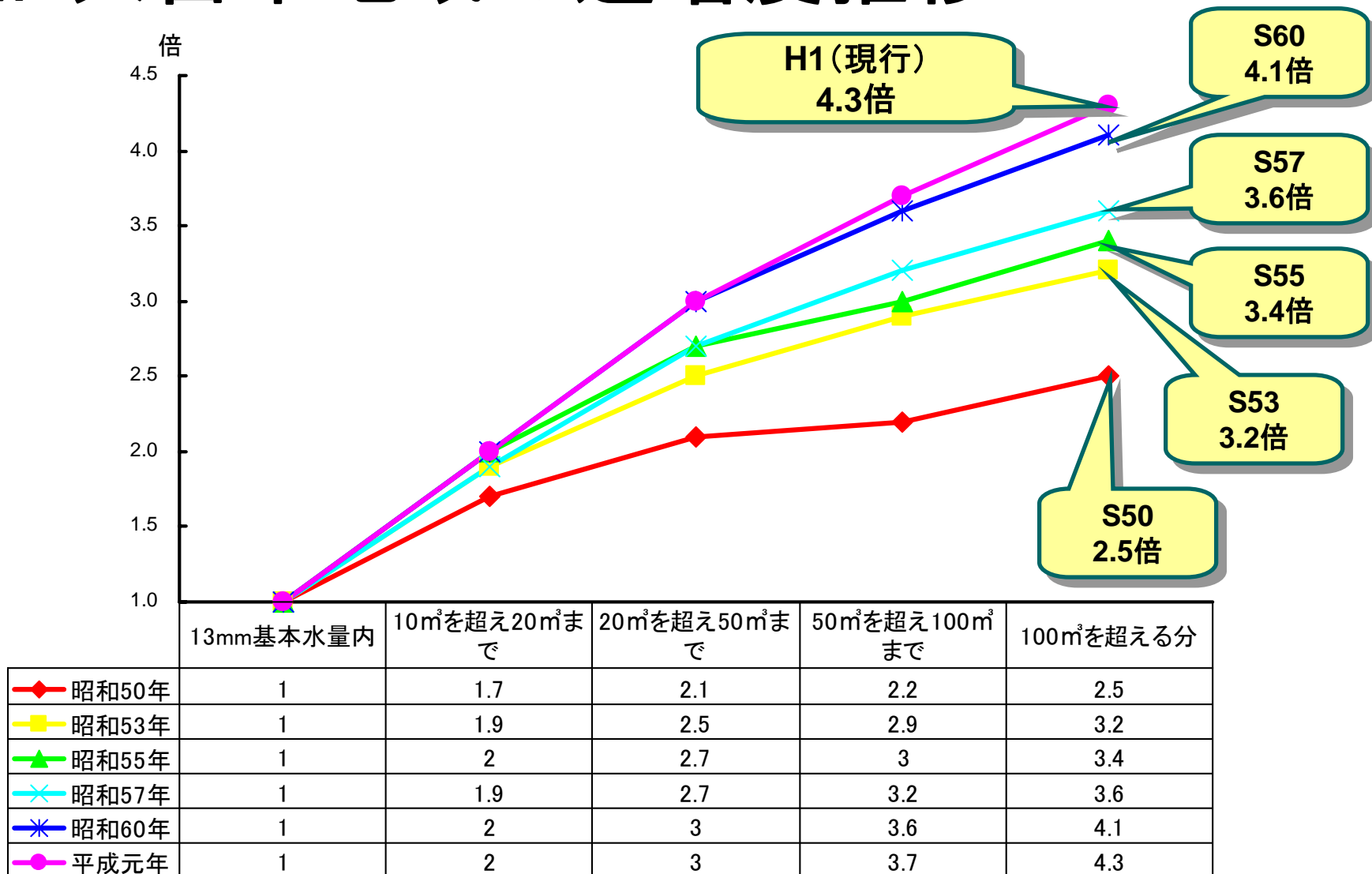
旧久留米地区従量料金の変遷

税抜き

口径	水量区画(使用量)	S50.10	S53.4	S55.4	S57.4	S60.4	H1.4
13mm ~ 25mm	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	60	70	80	105	130	150
	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	75	90	110	150	195	225
	50 m ³ を超え100 m ³ まで	80	105	125	175	235	275
	100 m ³ を超える分	90	115	140	200	270	325
40mm ~ 250mm	1 m ³ から20 m ³ まで	60	70	80	105	130	150
	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	75	90	110	150	195	225
	50 m ³ を超え100 m ³ まで	80	105	125	175	235	275
	100 m ³ を超える分	90	115	140	200	270	325

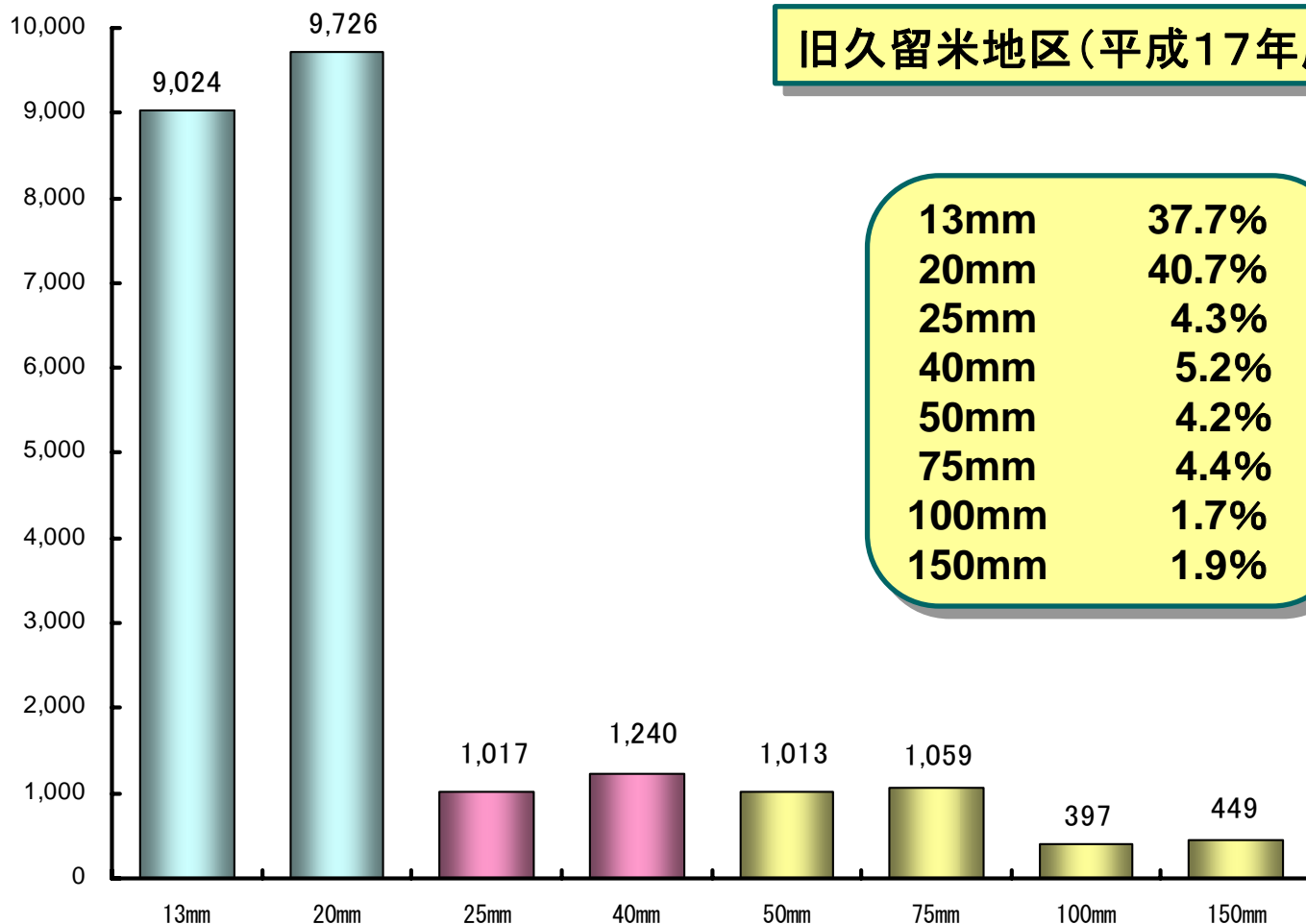
従量料金の水量区画はS50から変更なし

旧久留米地域の逓増度推移



口径別有収水量

有収水量(千 m^3)



旧久留米地区(平成17年度)

13mm	37.7%
20mm	40.7%
25mm	4.3%
40mm	5.2%
50mm	4.2%
75mm	4.4%
100mm	1.7%
150mm	1.9%

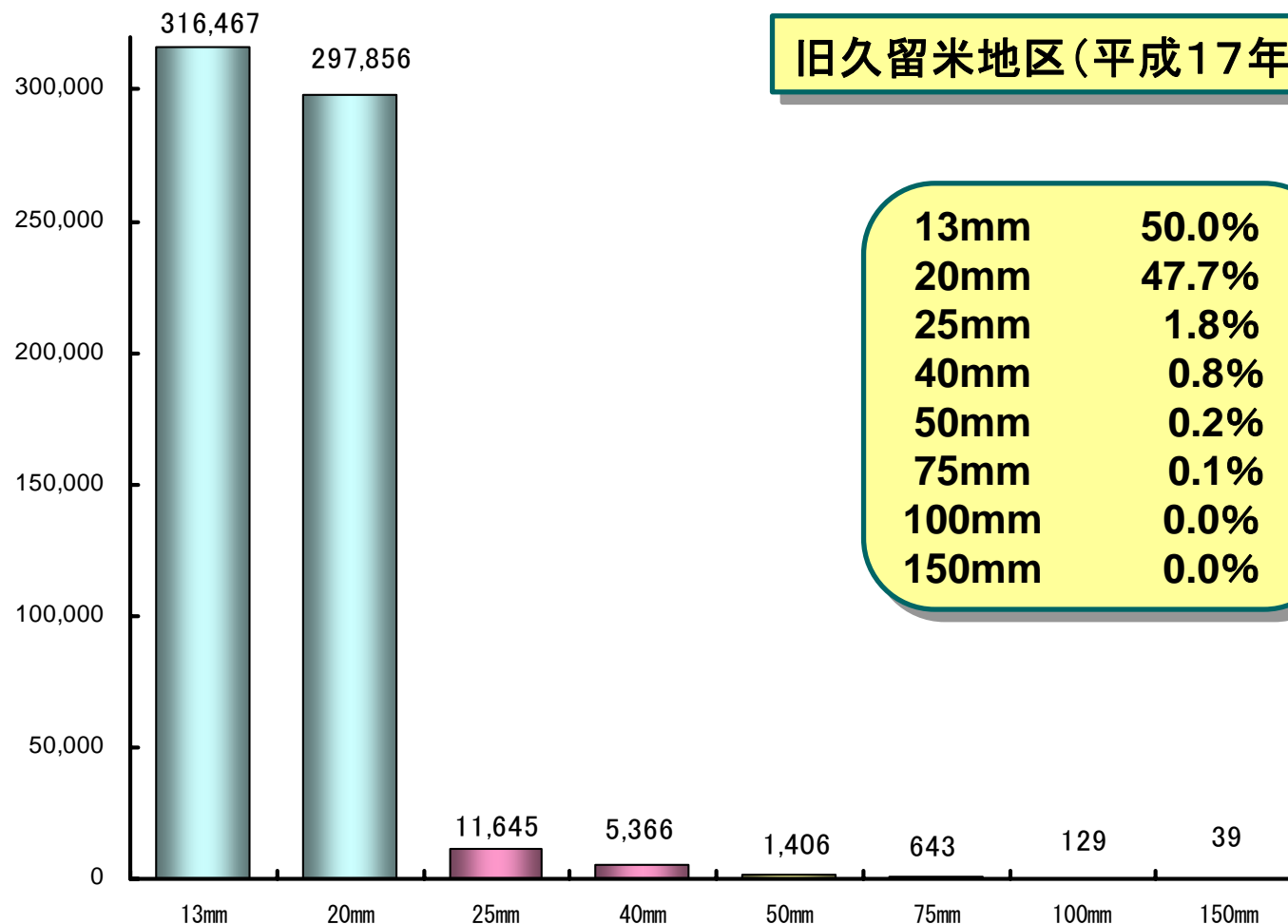
小口径群

中口径群

大口径群

口径別調定件数

調定件数



旧久留米地区(平成17年度)

13mm	50.0%
20mm	47.7%
25mm	1.8%
40mm	0.8%
50mm	0.2%
75mm	0.1%
100mm	0.0%
150mm	0.0%

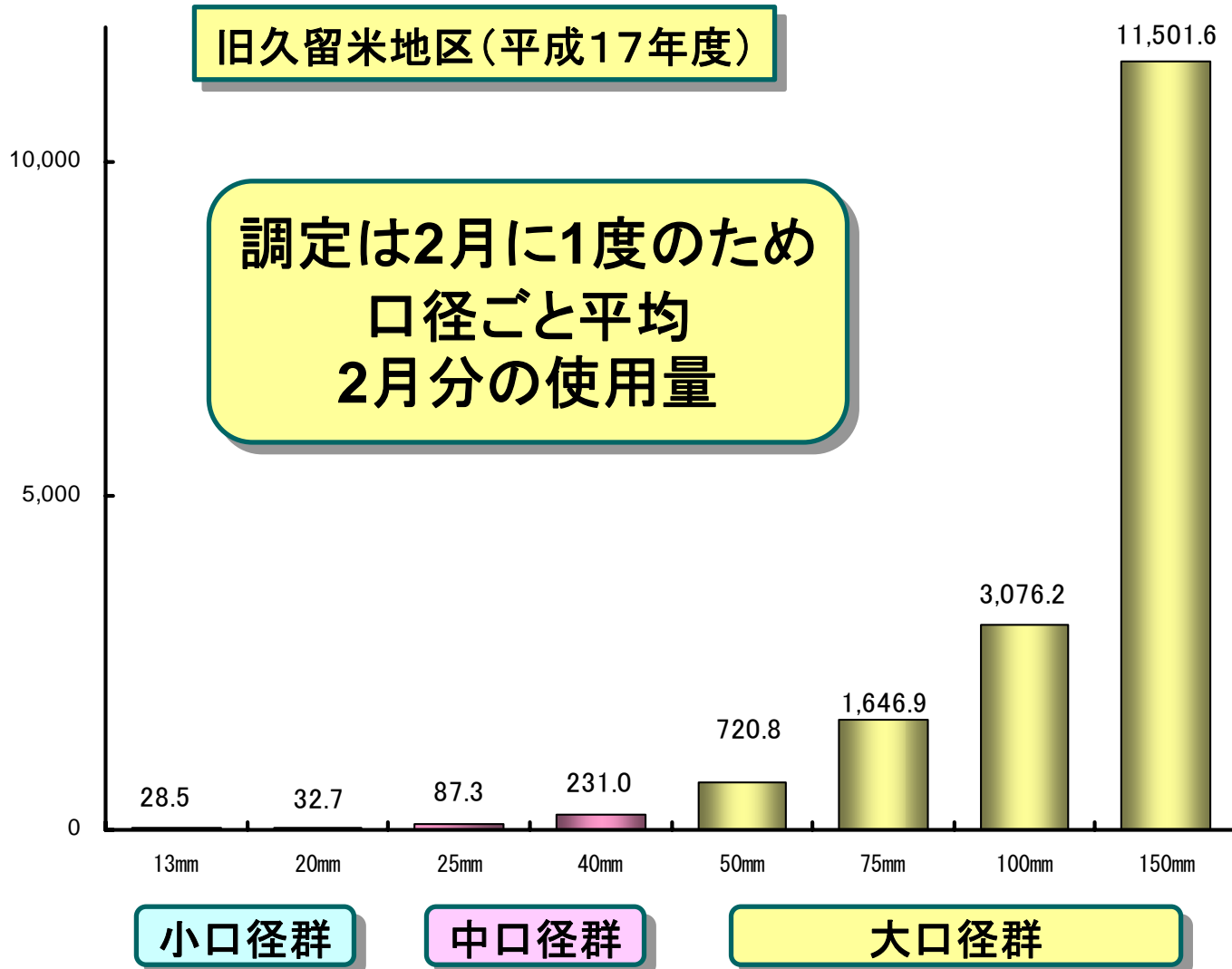
小口径群

中口径群

大口径群

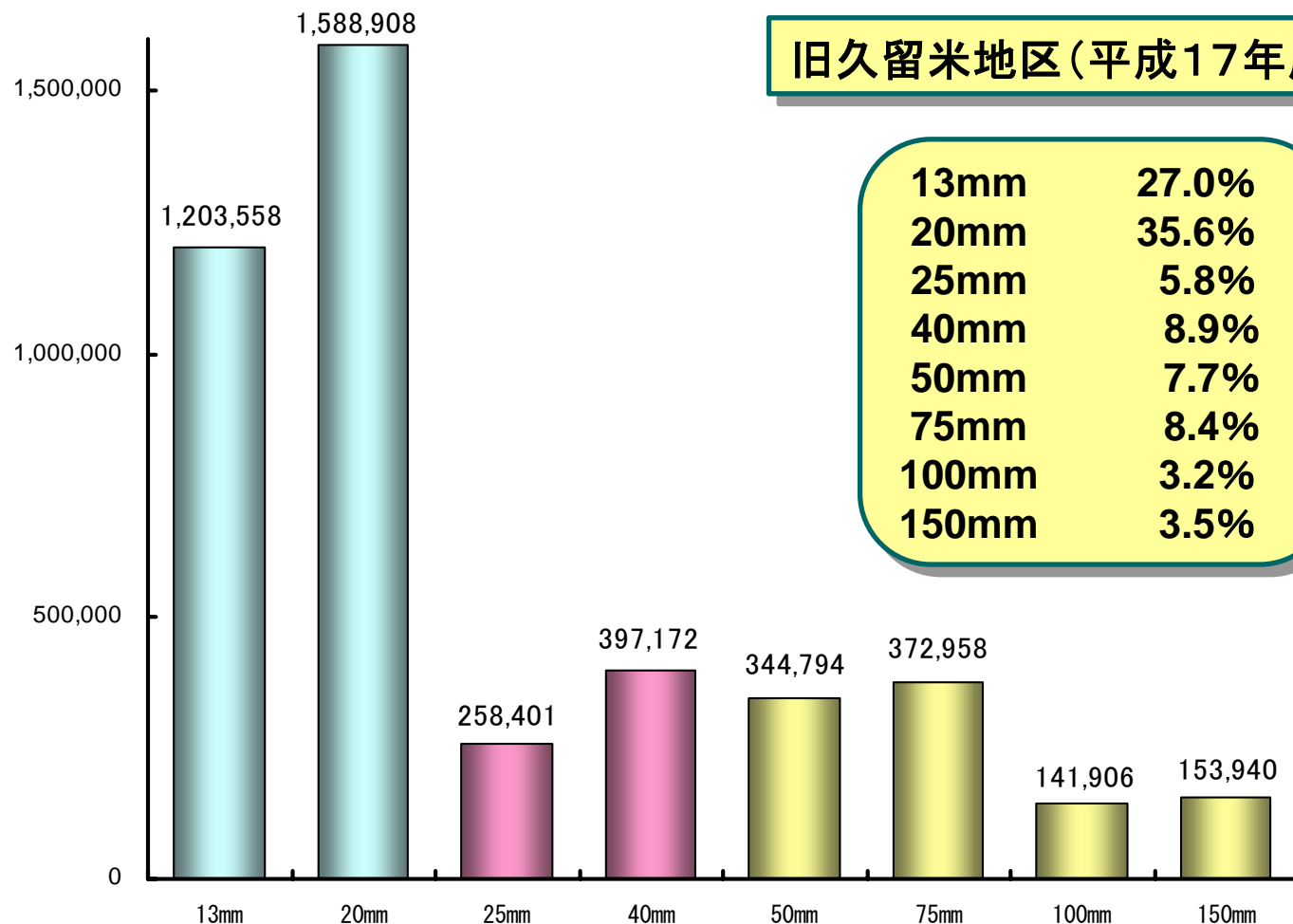
口径別調定単位ごとと有収水量

有収水量(m³)



口径別調定金額

調定金額(千円)



旧久留米地区(平成17年度)

13mm	27.0%
20mm	35.6%
25mm	5.8%
40mm	8.9%
50mm	7.7%
75mm	8.4%
100mm	3.2%
150mm	3.5%

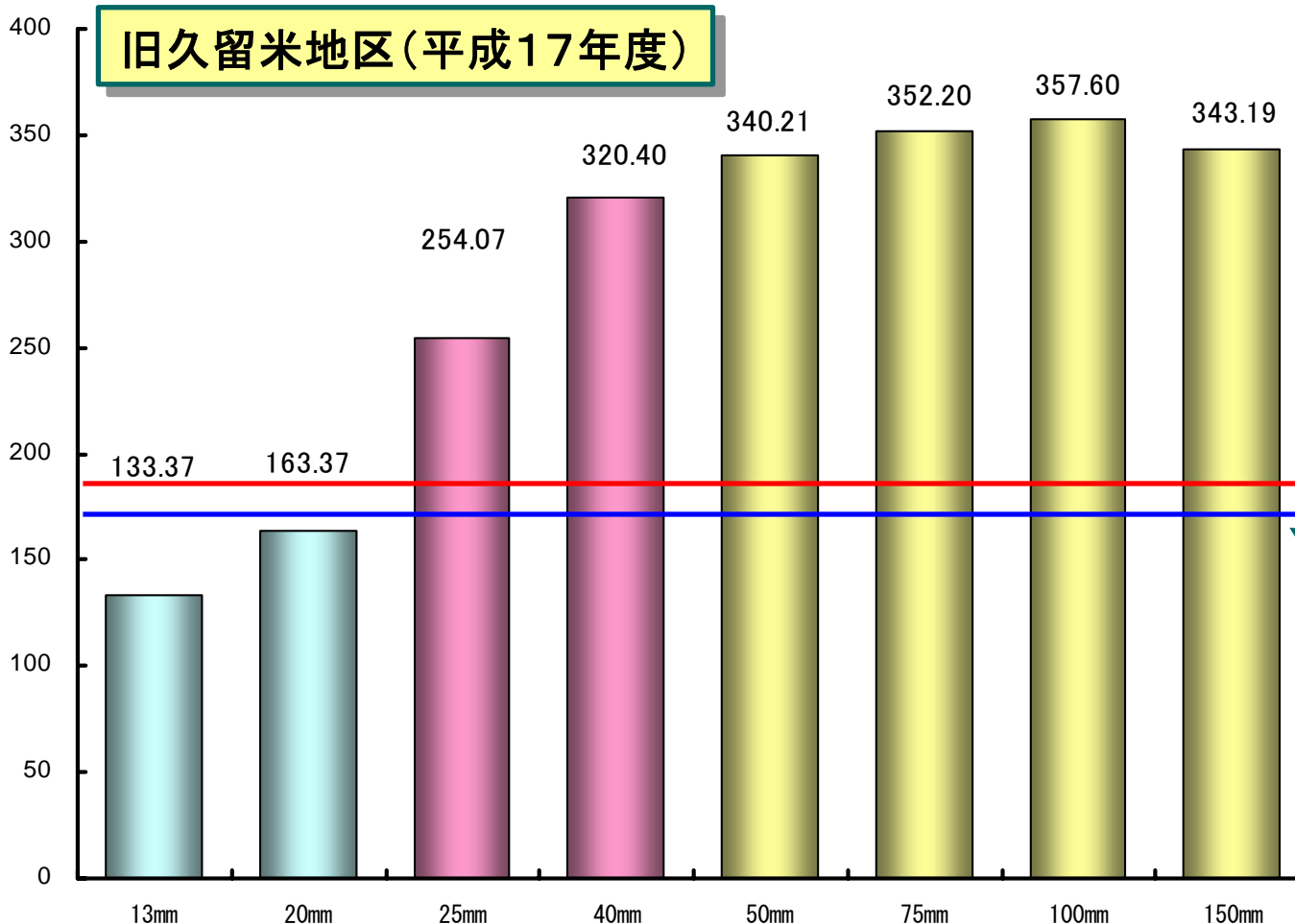
小口径群

中口径群

大口径群

口径別販売単価

販売単価(円)



旧久留米地区(平成17年度)

給水原価との比較

13mm	78.3%
20mm	95.9%
25mm	149.2%
40mm	188.1%
50mm	199.8%
75mm	206.8%
100mm	210.0%
150mm	201.5%

平均販売単価
184.54円

給水原価
170.31円

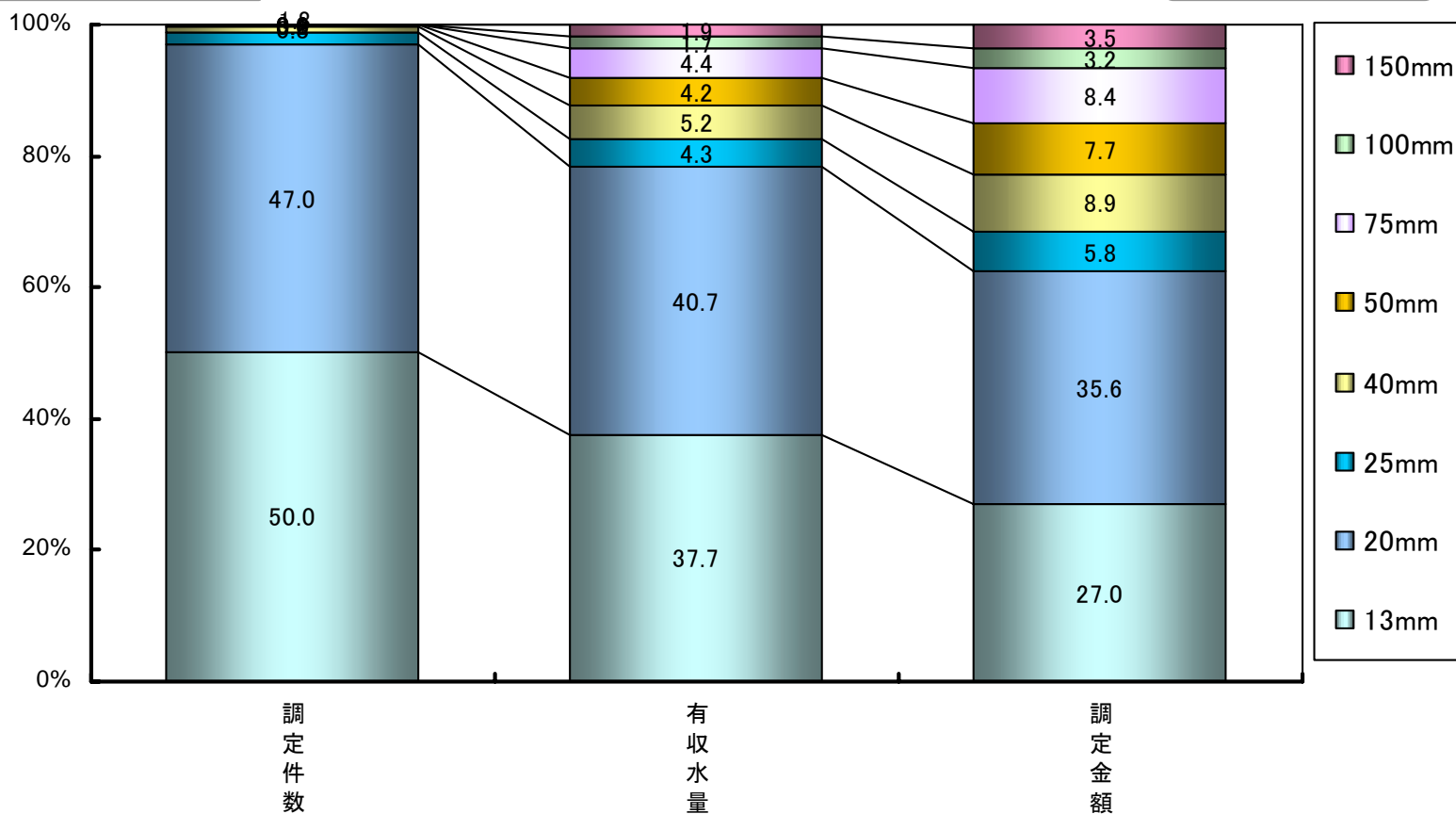
平均販売単価
・給水原価は、
応援給水分を
除いて計算

13mm口径の有収水量が9,024千 m^3 、原価割れ額は333,347千円
20mm口径の有収水量が9,726千 m^3 、原価割れ額は67,498千円

口径別割合比較

旧久留米地区

平成17年度



調定件数、有収水量、調定金額割合の比較

水道料金の地域格差

一般家庭10m³、1月あたりの料金(消費税、メーター使用料含む、単位:円)

最高料金

長野原町(群馬県)	3,255
池田町(北海道)	3,181
増毛町(北海道)	3,060
上天草市大矢野地区 (熊本県)	3,045
松山町(宮城県)	3,023

最低料金

富士河口湖町 (山梨県)	335
赤穂市(兵庫県)	357
小山町(静岡県)	363
沼津市沼津地区 (静岡県)	460
草津町(群馬県)	493

最高倍率 9.72倍 (長野原町/富士河口湖町)

口径別料金体系では13mm、用途別料金体系では「家事用」を適用
日本水道協会「水道料金表」(平成17年4月1日)より

中核市（候補市含む）の状況

中核市35市

函館市、旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、川越市、横須賀市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、浜松市、豊橋市、岡崎市、豊田市、堺市、高槻市、東大阪市、姫路市、奈良市、和歌山市、岡山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

船橋市、相模原市は広域水道のため除外

中核市候補市6市

前橋市、高崎市、青森市、柏市、四日市市、大津市

八王子市は広域水道のため除外

料金体系の状況

41市すべてが二部料金制(基本料金と従量料金を徴収)

用途別料金体系

6市

旭川市、金沢市、岐阜市、
東大阪市、倉敷市、福山市

口径別料金体系

35市

うち8市

13mm、20mmの基本料金が同額
横須賀市、浜松市、堺市、高槻市、
姫路市、高知市、長崎市、大津市

基本水量制の状況

基本水量制あり 22市
5m³/月 1市
7m³/月 1市
8m³/月 5市
10m³/月 15市

基本水量制なし 19市

基本水量制を廃止した市 11市
基本水量を減量した市 3市

水道の高普及化による基本水量制の役割終了
基本水量内使用者の増加
料金体系の簡素化
負担の公平性の確保

従量料金の状況

口径13mm又は家庭用

均一型
2市
旭川市、岐阜市

逦増型
38市

逦増逦減型
1市
前橋市

水量区画

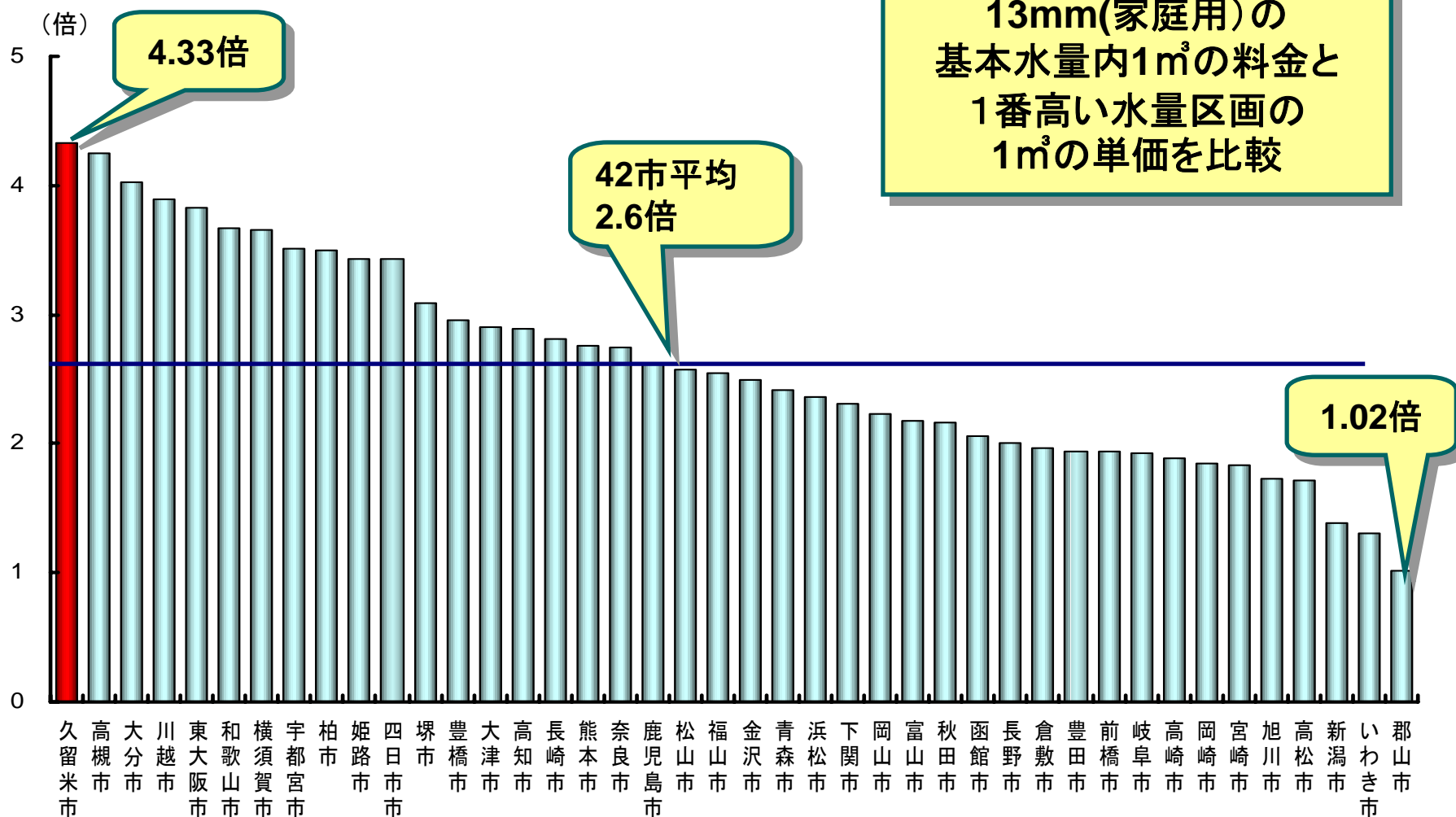
10m³を超える
水量区画を
1区画とすると

2区画	2市
3区画	11市
4区画	8市
5区画	13市
6区画	3市
7区画	1市

3,000m³までは
逦増
3,000m³を
超えると逦減

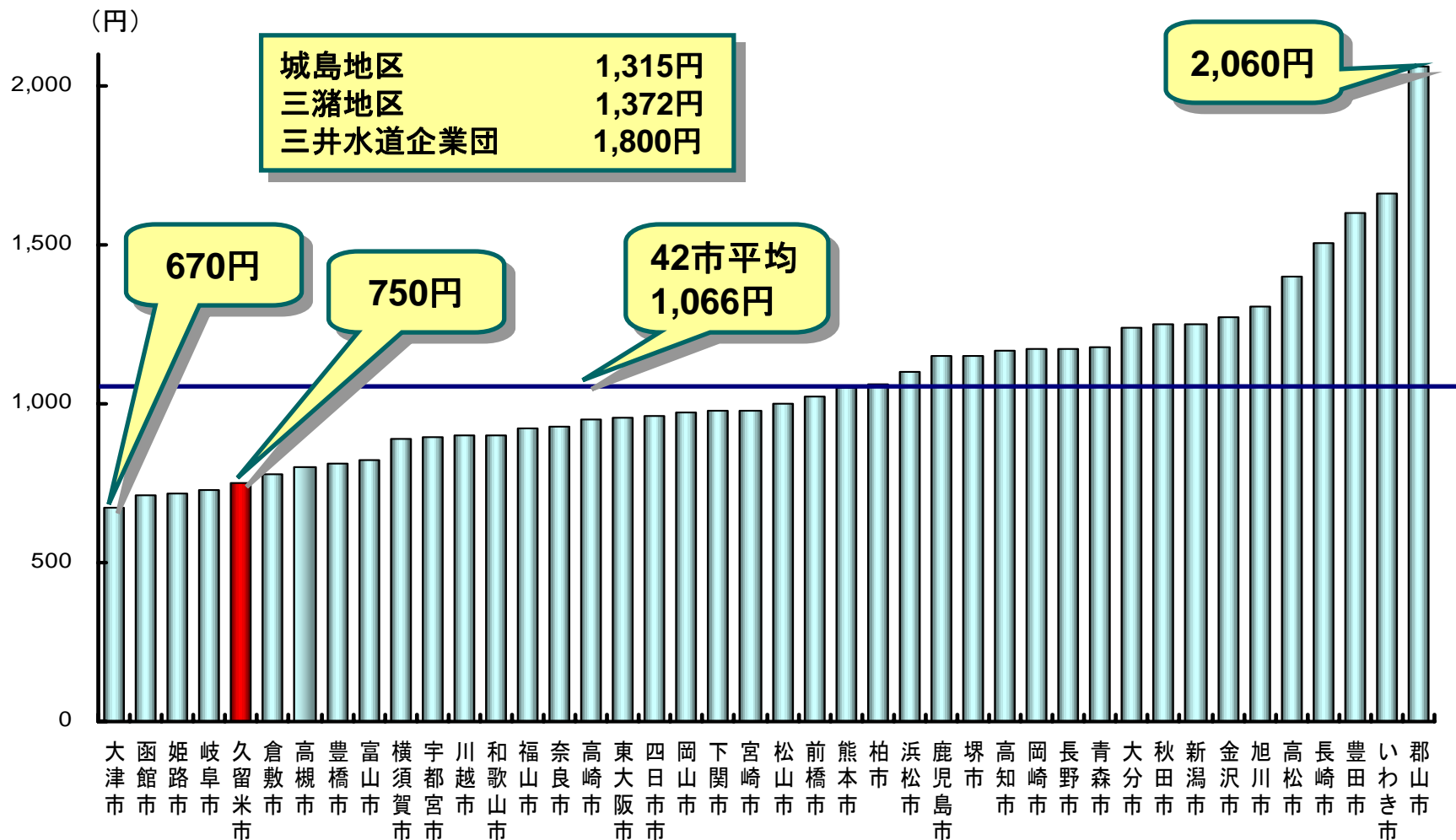
水量区画は7区画

逦増度比較



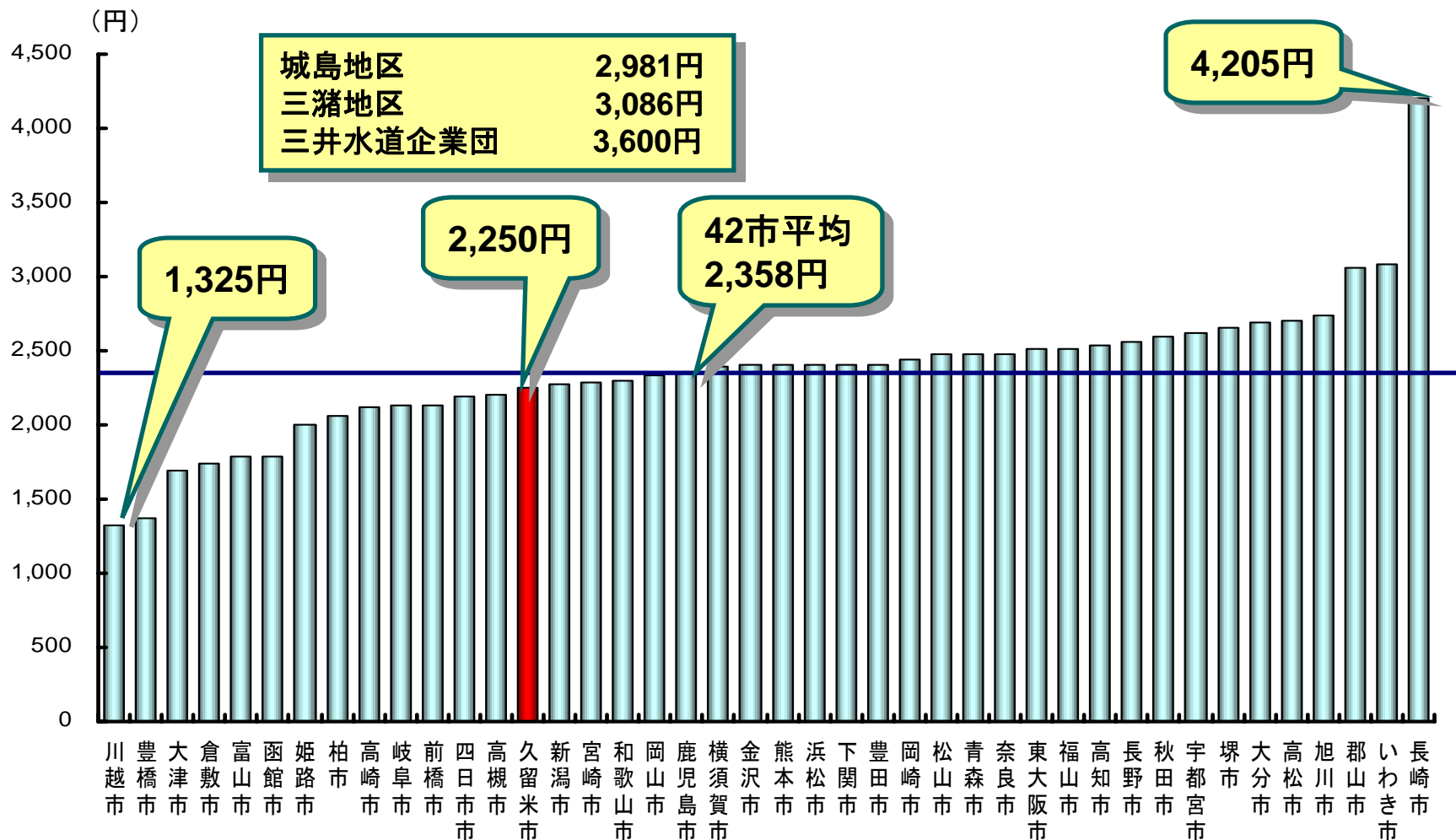
平成18年8月1日時点(税抜単価)

家庭用13mm(10m³)料金比較



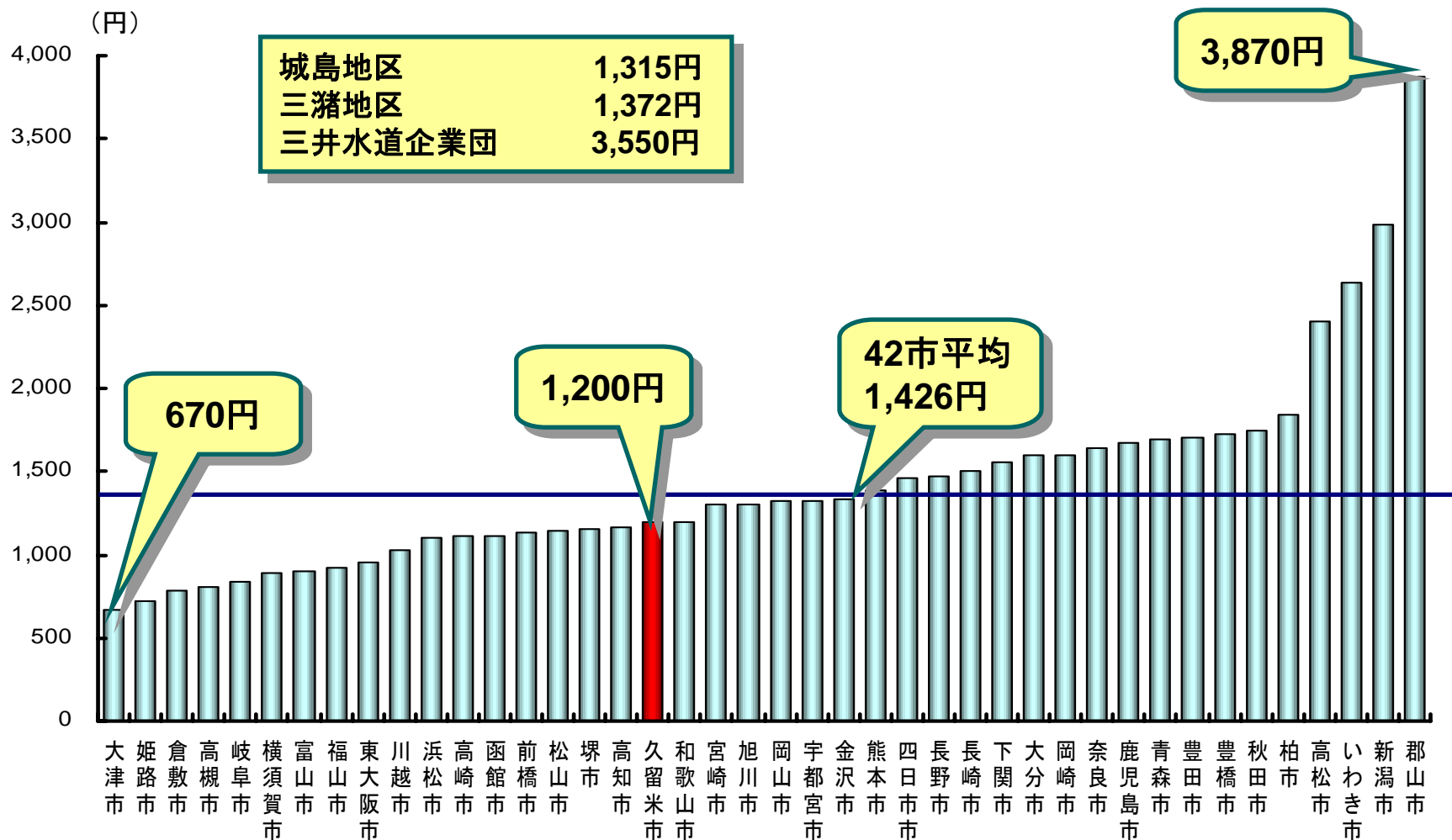
平成18年8月1日時点(税抜額)

家庭用13mm(20m³)料金比較



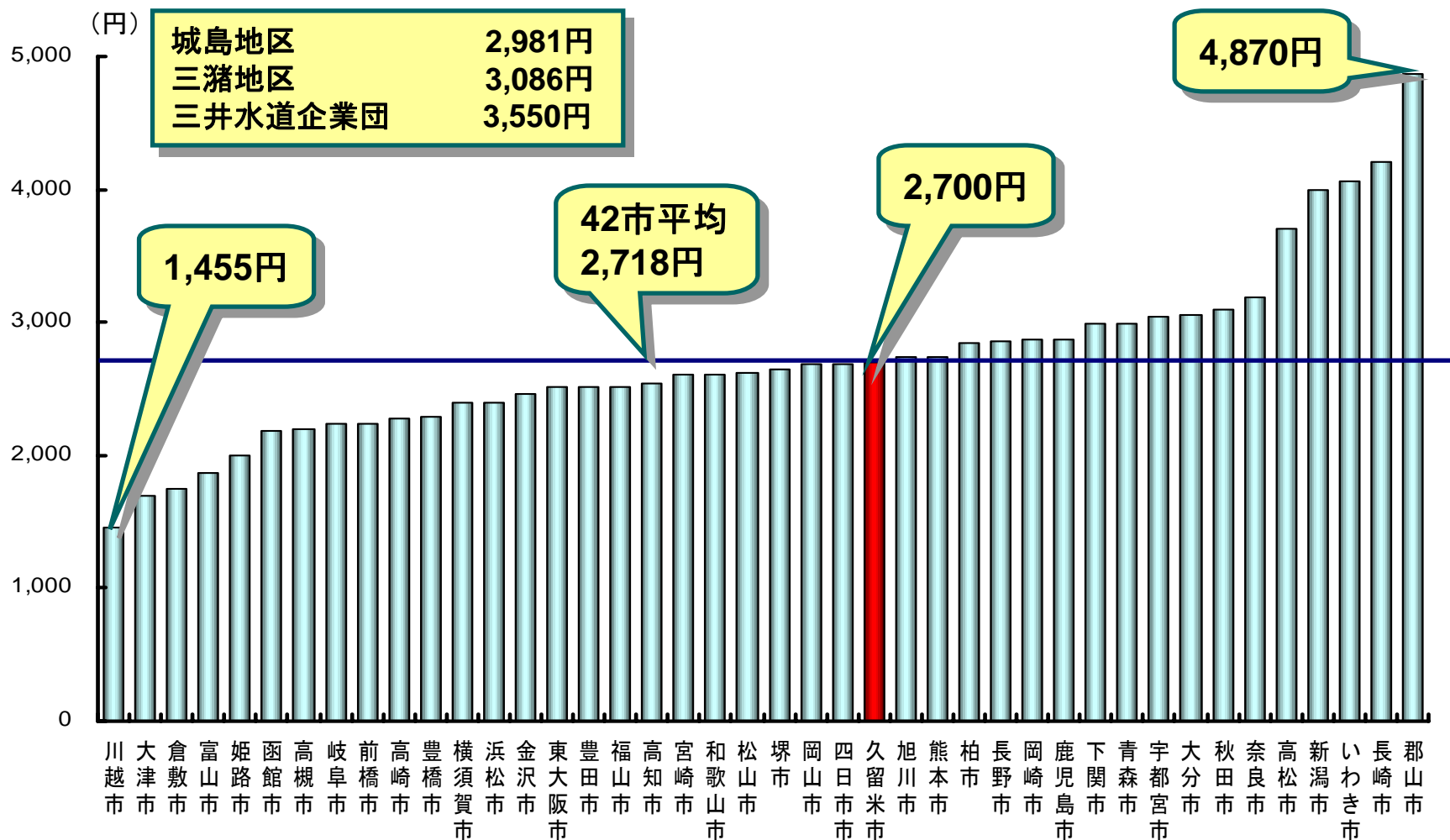
平成18年8月1日時点(税抜額)

家庭用20mm(10m³)料金比較



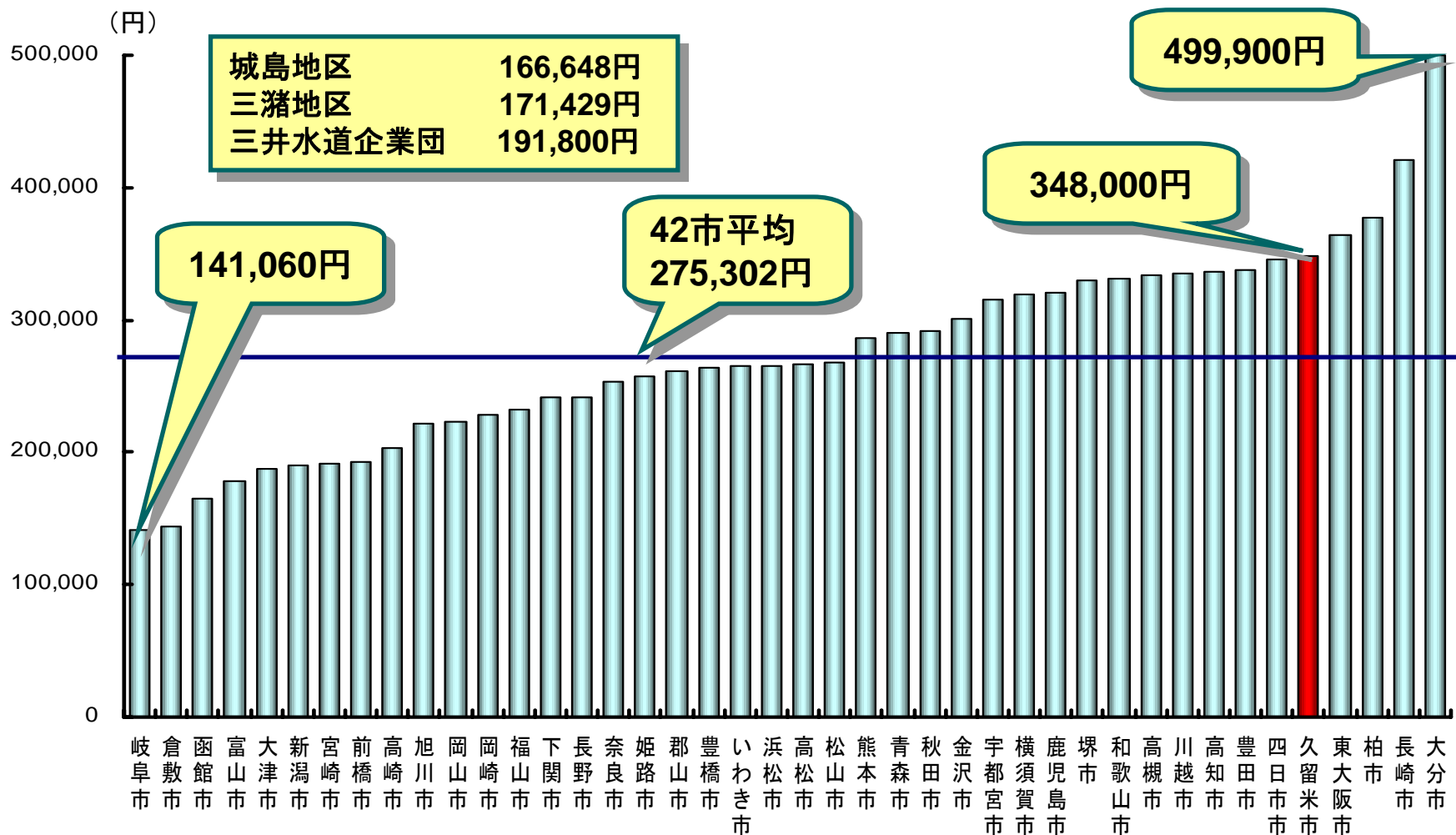
平成18年8月1日時点(税抜額)

家庭用20mm(20m³)料金比較



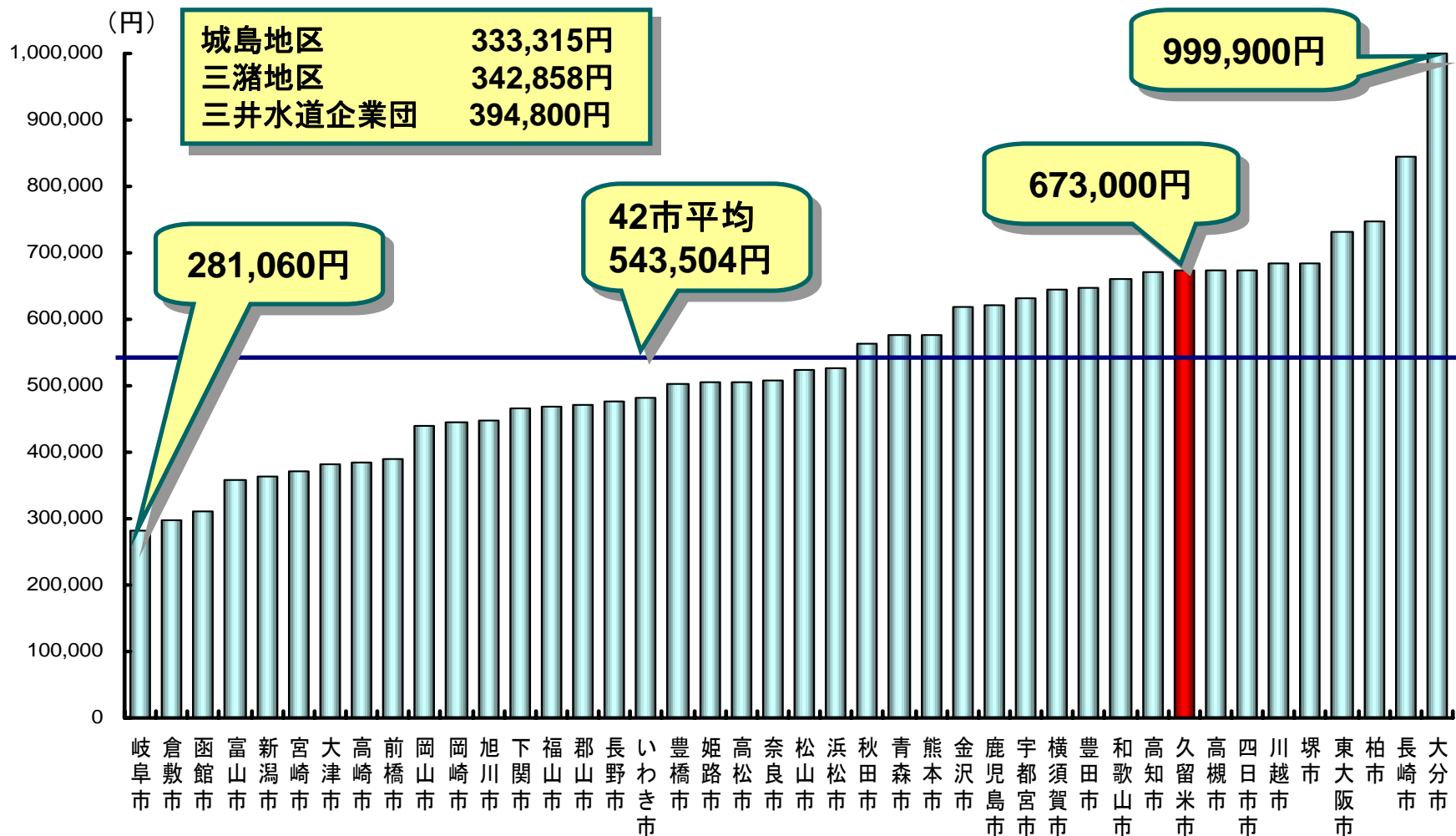
平成18年8月1日時点(税抜額)

工場用75mm(1000m³)料金比較



平成18年8月1日時点(税抜額)

工場用75mm(2000m³)料金比較



平成18年8月1日時点(税抜額)

加入金制度について

メーター口径	旧城島地区	旧三瀨地区
13mm	31,500円	41,200円
20mm	73,500円	61,800円
25mm	115,500円	92,700円
30mm	168,000円	144,200円
40mm	294,000円	257,500円
50mm	472,500円	401,700円
75mm	1,050,000円	906,400円
100mm	—	管理者が別に定める。

新・旧使用者の負担の公平を図るため、新規に給水申請をする際に施設の拡充または更新に要する経費の一部を負担する制度

中核市等41市中39市に制度あり。函館市、旭川市、旧久留米地区では徴収していない

メーター使用料について

メーター口径	旧城島町	旧三瀨町
13mm	70円	70円
20mm	140円	100円
25mm	170円	130円
30mm	220円	—
40mm	280円	350円
50mm	1,180円	2,000円
75mm	2,300円	2,300円

合併前の旧城島町、旧三瀨町は、水道料金とは別に、水道メーターの使用料を徴収していました

中核市等41市中39市が徴収していない。金沢市、岐阜市、のみ徴収。